

建8－104

小型空気圧縮機更新工事

仕 様 書

令和8年度

習志野市企業局

工務部 ガス水道供給課

標準仕様書

1. 基本的事項

(1) 適用規格

ガス事業法、電気事業法、電気設備技術基準、建築基準法、道路交通法、騒音規制法、日本産業規格(JIS)、電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)、電池工業会規格(SBA)、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設業法、習志野市企業局週休2日制適用工事实施要領（土木等工事）、習志野市諸条例、習志野市ガス保安規程及びこれらの関連諸法規

(2) 責任範囲

本工事は「小型空気圧縮機更新工事」を行うものである。

従って、関連法規に準拠し、本仕様書に基づき設計をし、当局の承認を得た上で調達、製作及び工事を行うとともに工事完了まで責任を持って監理するものとする。

(3) 提出図書等の承認

本工事を施工するに当たって、あらかじめ当局監督員の指示のもと、施工計画書を作成し、当局の承認を得るものとする。

当局は、請負者提出の図面及び資料について、その内容を検討の上承認する。但し、承認後も設計、調達、製作、工事及び検査等に関して請負者の責任は免れない。

(4) 仕様の変更

設計に当たり、機器の構造上、工事施工及び維持管理面を考慮し、一層の効果性並びに経済性を期待する方向に、当局の承認を得て本仕様書の内容を変更することを妨げない。

(5) 届出手続き

本工事に伴い官公署等への手続きが必要な場合は、請負者において速やかに行うものとし、その経過は遅滞なく当局監督員に報告するとともに、届出手続きに要した申請書等の写しを提出する。

2. 提出文書および図面

①工事請負契約等に係る関係書類作成要領に基づく書類	1式
②施工計画書	1部
③工事報告書(A4サイズ)	1部
④工事写真	1部
⑤建設廃材受入承諾書(産業廃棄物処理業許可書の写し添付)	1部
⑥建設廃材受入証明書(産業廃棄物マニフェストの写し添付)	1部
⑦その他必要な書類	1部

3. 検 査

工事完成または必要が生じたときは当局の検査を受けるものとする。

4. 特記事項

(1)現場代理人(以下「責任者等」という。)は、当局監督員と連絡を密にし、万事疎漏のないようにし

- なければならない。また、施設は稼働中であるから、事故等による操業支障をおこさないように注意しなければならない。
- (2) 責任者等は、本工事を施工するに当たって、あらかじめ本仕様書に記載された事項に対する事前調査を行い、施工計画書を作成する。また、工事内容に疑義を生じたときは、着手する前に当局監督員と協議を行い、その指示に従う。
 - (3) 責任者等は、工事内容を十分に把握し作業量を検討の上、作業員の構成を適切にするとともに、十分なる技能を有し規律正しい作業員を現場に配置し、作業員には作業内容、工法及び手順を明確に説明し指示するものとする。また、作業員はすべて責任者等の指示に従って作業しなければならない。
 - (4) 本工事を施工するに際して、保安及び安全には十分留意するとともに、労働安全衛生法その他関連諸法規を遵守し、現場に出入りする者全員に対して保安及び安全衛生について教育、周知徹底を図り、事故及び災害の絶無を期するものとする。
 - (5) 工事車両の出入り口付近は一般交通の障害にならないように配慮するとともに、工事現場は常によく整理整頓し車両、機械、工具、材料などが工事の妨げにならないようにしなければならない。
 - (6) 工事場所は、ガス施設のため火気厳禁及び衛生管理に留意し、飲食等は定められた場所で行うものとする。
 - (7) 請負者は、必要に応じて現場事務所、材料置場等を設ける時は、工事に支障の無いようにしなければならない。
 - (8) 工事施工の日時は、あらかじめ当局監督員に連絡するものとする。
 - (9) 工事に当たり危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて関係法令の定めに従い、万全の方策を講じなければならない。
 - (10) 作業時間は、午前9時から午後5時までとし、原則として土曜、日曜、祝日及び振替休日は作業を行わない。
 - (11) 工事用水は支給できるが、工事用電源については施設の稼働に支障を来すため支給できないので、請負者にて負担するものとする。
 - (12) 請負者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた時、または第三者に損害を与えた事故が発生した時は、遅滞なくその状況を当局監督員に報告しなければならない。
 - (13) 豪雨、出水その他天災に対しては、平素から気象予報等について十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかななければならない。
 - (14) 請負者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた時、または第三者に損害を与えた事故が発生した時は、遅滞なくその状況を当局監督員に報告しなければならない。
 - (15) 施設稼働中での施工であり、施工にあつては現況の状態及び施工中の影響範囲を十分に確認の上、細心の注意を払うこと。

特 記 仕 様 書

1. 工 事 番 号 建 8 - 1 0 4
2. 工 事 名 小型空気圧縮機更新工事
3. 工 事 場 所 習志野市鷺沼台 1 - 9 藤崎供給所（他 1 か所）
4. 工 期 契約日の翌日から 1 2 0 日間

なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	60日間
後片付け期間	1日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数	0 ※雨天の影響を受けないため
うち休日（土日、祝日等）	－

5. 工事目的

本工事は、藤崎供給所及び袖ヶ浦受入所に設置されている小型空気圧縮機の更新工事を行うものである。

6. 更新機器仕様

- ・ 下記仕様あるいは同等品以上とすること
- ・ 下記の機器の型式は参考型式であり、メーカーを縛るものではない。
- ・ 吐出配管の管種、口径については、更新機器に適合するものとする。

（１）藤崎供給所（既設型式）

①小型空気圧縮機 （日立産機システム製） 1 台

藤崎供給所	型式	OBC-2. 2PR5
	電圧	200V
	出力	2. 2kw

②吐出配管

藤崎供給所	管種	銅管（JIS H 3300 L 種）
	口径	呼び径 10A（3/8 インチ相当）
	延長	1. 0 m

（２）袖ヶ浦受入所（既設型式）

①小型空気圧縮機 （日立産機システム製） 1 台

袖ヶ浦受入所	型式	OBC-2. 2PR5
	電圧	200V
	出力	2. 2kw

② 吐出配管

袖ヶ浦受入所	管種	銅管（JIS H 3300 L 種）
	口径	呼び径 10A（3/8 インチ相当）
	延長	1.2 m

7. 工事内容

- （１）小型空気圧縮機の交換
- （２）吐出配管の交換
- （３）試運転調整

8. その他

- （１）交換により発生する産業廃棄物については、法律に従い適切に処理すること。
- （２）本仕様書に記載のない事項又は擬義を生じた場合は、ただちに局監督員に連絡し、協議決定した後に行うこと。

9. 週休２日制適用工事について

本工事は、習志野市企業局週休２日制適用工事実施要領（土木等工事）の第３条第１項第１号に該当するため、週休２日制適用外工事とする。